

次期ごみ処理施設整備基本構想及び 三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は三木市（以下「本市」という。）のごみ処理行政に大きな影響を及ぼす次期ごみ処理施設の建設に向けた基礎資料となる基本構想と循環型社会形成推進交付金制度に基づいた地域計画を策定するものである。よって、価格競争だけではなく、豊富な経験と高い専門性を有する民間の事業者の提案を総合的に評価し、本業務を円滑に遂行できる事業者を選定することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月26日まで

(3) 委託料の上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務内容

「次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) プロポーザル公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) プロポーザル公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て（以下「更生手続き開始の申立て」という。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下「再生手続き開始の申立て」という。）がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間

に更生手続き開始の申立て又は更生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。

- (5) 三木市暴力団排除条例（平成 24 年三木市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (7) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に登録していること。
- (8) 5 年以内（平成 27 年 4 月 1 日以降に契約し、令和 2 年 3 月 31 日時点で業務が完了しているもの。）にごみ処理施設整備基本構想及び循環型社会形成推進地域計画の策定業務の受注実績があること。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり。なお、発注者の都合により、予定を変更する場合がある。

実施内容	期日等
プロポーザル公告 （実施要項の公表）	令和 2 年 5 月 12 日（火）
質問の受付期間	令和 2 年 5 月 12 日（火） ～ 5 月 18 日（月）午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 2 年 5 月 22 日（金）
参加表明書の提出期限	令和 2 年 5 月 26 日（火）午後 5 時まで
一次審査 （書類審査）	令和 2 年 5 月 27 日（水）
一次審査結果通知	令和 2 年 5 月 29 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 2 年 6 月 3 日（水）午後 5 時まで
二次審査 （プレゼンテーション）	令和 2 年 6 月 8 日（月）
事業者選定	6 月中旬
審査結果通知	6 月中旬
契約締結	6 月下旬

6 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和2年5月12日（火）から
- (2) 入手方法
三木市ホームページからダウンロード
三木市ホームページ：<http://www.city.miki.lg.jp/>

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

- (1) 質問方法
質問書（様式第1号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「（事業者名）プロポーザル質問書の送付（第〇回）」とし、事業者名と質問の回数分かるようにすること。
- (2) 提出先
三木市市民生活部生活環境課
メールアドレス：seikatsukankyo@city.miki.lg.jp
- (3) 受付期間
令和2年5月12日（火）～5月18日（月）午後5時まで
- (4) 回答方法
回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和2年5月22日（金）に三木市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。
なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 参加表明書等の提出について

- (1) 提出期限
令和2年5月26日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類
次の（ア）から（ク）までの書類を提出すること。
 - （ア）参加表明書（様式第2号）
 - （イ）会社概要書（様式第3号）
 - （ウ）業務実施体制表（様式第4号）
 - （エ）配置予定者調書（様式第5号及び様式第5号の2）
 - （オ）業務実績調書（様式第6号）
 - （カ）暴力団排除に係る誓約書（様式第7号）
 - （キ）建設コンサルタントの「廃棄物部門」への登録がわかる書類（写し等）
 - （ク）一般社団法人持続可能社会推進コンサルト協会への登録がわかる書類（写し等）

- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）
※窓口受付は、平日午前8時30分～午後5時までの間とする。
- (5) 提出先
〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市市民生活部生活環境課 宛
- (6) 辞退
参加表明書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退届（様式第2号の2）を持参又は郵送により提出すること。

9 企画提案書の提出について

ア 提出期限

令和2年6月3日（水）午後5時まで

イ 提出書類

提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語は極力使用せずによりわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

また、提出書類については、次の(ア)～(エ)の順に綴じること。添付書類がある場合は、(エ)の後ろに重ねること。

(ア) 企画提案書表紙（様式第8号）

(イ) 目次（任意様式）

(ウ) 企画提案書（任意様式）

文字サイズ12ポイントを基本とし、A4サイズ（A3サイズを使用する場合は、片袖折りとすること。）縦型横書き（縦長綴じ）、片面カラー印刷とすること。また、企画提案書は20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。内容については、「仕様書」と「審査基準表」を熟読し、以下のa～dについて記載すること。

a 基本的事項について

b 提案事項について

- ・ごみ処理施設の処理方式について
- ・焼却エネルギー回収方式及び活用方法について
- ・ごみ処理施設建設候補地について

c 独自提案事項について

- ・災害時のごみ処理施設の活用について
- ・地域に貢献できる付加価値の創造について
- ・その他自由提案

d 循環型社会形成推進地域計画の策定について

(エ) 見積書（様式第9号）

- ウ 提出部数
12部（原本1部を含む。）
- エ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）
※窓口受付は、平日午前8時30分～午後5時までの間とする。
- オ 提出先
〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市市民生活部生活環境課 宛

10 審査等及び選定

次の審査等により、最も適していると認められる受託候補者を選定する。

(1) 書類確認

- ア 実施日
令和2年5月28日（木）
- イ 確認方法等
参加表明書を提出した事業者（以下「参加者」という。）について、三木市生活環境課において書類確認を実施する。
- ウ 書類確認の結果通知《令和2年5月29日（金）》
確認結果については、書面と電話連絡により通知する。

(2) 企画提案審査（プレゼンテーション）

- ア 実施日
令和2年6月8日（月）
※実施時間などの詳細は、後日通知する。
※会場についてはソーシャルディスタンスが十分にとれる大会議室を準備する。
- イ 審査方法等
企画提案書を提出した事業者（以下「提案者」という。）について、次の方法により審査を行う。
 - (ア) 審査委員会による審査により、受託候補者及び次点者を選定する。
 - (イ) 1提案者当たり、プレゼンテーション30分以内、質疑応答（評価を含む。）20分程度とし、出退及び機器準備を含めて60分以内とする。
 - (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
 - (エ) 企画提案審査（プレゼンテーション）は、非公開とする。
- ウ 企画提案審査の結果通知（令和2年6月中旬）
審査結果については、書面により通知する。
- エ その他
 - (ア) 企画提案審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め3名以内）とする。

- (イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること（会場とスクリーン及びマイクは、市で準備する。）。
- (ウ) テレビ会議システムにてプレゼンテーションを実施する場合は受け入れる。ただし、機材等の準備は提案者側で準備すること（会場とスクリーン及びマイクは、市で準備する。）。
- (エ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案内容書と同様のものとする。ただし、参加表明の際に提出した、会社概要書、業務実施体制表、配置予定者調書及び業務実績調書（同様の内容であれば、表現形式の変更可）については、追加することができるものとする。
- (オ) 当日の資料追加は、認めないものとする。

(3) 審査基準

別紙1「審査基準表」による。

(4) 選定基準

- ア 企画提案審査における評点（審査委員会委員の評点の合計）をもって提案者の評点とする。
- イ 評点が最も高い提案者を受託候補者とし、次に評点が高い提案者を次点者とする。ただし、評点と同じ提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。それでも差が無い場合は、くじ引きにより選定する。

1 1 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されなかった場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

1 2 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (3) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

- (4) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (6) 審査結果は、市のホームページにおいて、受託者の事業者名及びその合計得点並びにその他の提案者の合計得点を公表する。なお、事業者名を公表するのは受託事業者のみとし、その他の提案者は事業者 A、B、C... と表記する。
- (7) 受託者から提出された企画提案内容書は、三木市情報公開条例（平成 11 年三木市条例第 1 号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案内容書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

1 3 問合せ先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市市民生活部生活環境課 担当：荒田、増田
電 話 0794-82-2000（内線：2384、2293）
メール seikatsukankyo@city.miki.lg.jp